

悪臭防止法に基づく規制地域の指定等について

平成24年3月30日 告示第51号

改正 平成30年3月30日 告示第56号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）の規定に基づき、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物（特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。以下同じ。）の排出（漏出を含む。以下同じ。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）及び臭気指数の規制基準を以下のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

（規制地域）

- 1 法第3条の規定に基づく規制地域は、知多市全域とし、その地域の区分は、次のとおりとする。

規制地域の区分	該当地域
第1種地域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
第2種地域	工業専用地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

備考 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による都市計画において定められた地域をいい、都市計画区域で用途地域の定められていない地域は、同法第5条の規定により指定された都市計画区域であって同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定め

られていない地域をいう。

(臭気指数の規制基準)

2 法第4条第2項の規定に基づく規制基準は、次のとおりとする。

(1) 法第4条第2項第1号に規定する敷地境界線における規制基準

規制地域の区分	第1項に定める第1種地域	第1項に定める第2種地域
臭気指数	1.2	1.5

(2) 法第4条第2項第2号に規定する排出口における規制基準

前号の表の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した値

(3) 法第4条第2項第3号に規定する排出水中における規制基準

第1号の表の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める方法により算出した値